1　競争入札参加資格

(1)　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(2)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(3)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(4)　第３号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア　資本関係がある場合

次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ）又は、(ｲ)について子会社の一方が会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ)　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係がある場合

次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ｱ)　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ)　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(5)　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(7)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

(8)　防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除に関する誓約事項を確認のうえ、入札書に必ず誓約すること。

(9)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の参加は認めない。

(10)　入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

2　契約条項を示す場所

(1)　陸上自衛隊青森駐屯地　第３８０会計隊

(2)　入札心得等については、第３８０会計隊契約班で提示する。

3　入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とす

るので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

4　落札決定方法

(1)　品目毎の消費税抜きの単価にて決定する。

(2)　予定価格の範囲内で、最低の入札単価をもって申し込みした者を契約の相手方とします。ただし見本提出を条件とする品目については、見本合格した品目の最低入札単価申込者を契約の相手方とする。

(3)　落札となるべき入札をした者が２社以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。くじを引かない者がある場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

5　保証金

(1)　入札保証金：免除 但し、落札者が契約締結に応じない場合には、違約金として落札金額に予定数量を乗じて得た金額に消費税相当額を加算した額の１００分の５以上を徴収する。

(2)　契約保証金：免除 但し、契約者が契約不履行の場合には、違約金として契約金額の１００分の１０以上を徴収する。

(3)　遅延賠償：遅延部分１日につき、契約金額の１０００分の１に相当する金額以上を徴収する。

6　入札の無効

(1)　第１項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

(2)　入札金額、代表者及び担当者氏名が判明し難いもの。

(3)　第１項に示す入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(4)　その他入札に関する条件に違反した入札

7　契約書作成の要否

(1)　落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成提出する。但し、１００万円以上で２５０万円未満の場合は請書を提出する。

(2)　契約書に適用する特約条項は次に定めるとおりとする。

ア　基本契約条項

「駐屯地用標準契約書糧食品売買契約条項」

イ　特約条項

（ア）「談合等の不正行為に関する特約条項」

（イ）「暴力団排除に関する特約条項」

（ウ）「単価契約に関する特約条項」

（エ）「食中毒の予防に関する特約条項」

（オ）(エ)の条項は、該当する糧食品にのみ付す。

8　代金の支払いに関する事項

代金の支払いは､納品完了後、１ヶ月分を取りまとめ、適法な請求書を受理した後支払いとなる。

9　契約条件の概要

(1)　契約者は国側の承認を得ないで本契約の権利、義務を第三者に譲渡できない。また、一括下請けさせることも、担保に供することも認めない。

(2)　渡し完了までの（検査受領以前の）危険負担、一切の損害は契約者の責任となる。

(3)　当該契約物品の発注は、「納入台帳」をもってかえる。但し、数量に変更がある場合は、納入日の前々日の午後２時までに会計隊からＦＡＸにて増減発注書を送信する。この際、予定数量の取り消しを行う場合

もある。また、予定外に新規に発注をすることがある。なお、やむを得ず前日に変更の場合もある。

(4)　納入に関しては、糧食品標準規格表の総則に示してある事項を必ず遵守すること。

10　見本品の提出

別紙の調達品目番号に〇印の付してある品目については、糧食班に見本品を期限まで提出すること。

見本品の提出のない品目については、入札金額を入れても、入札は無効となる。

見本品提出期限：令和 8 年 10 月 5 日 10 時 00 分

11　入札書の記入

入札書は、当隊で配布した用紙を利用し、右括弧に業者名を入れ、提出すること。また、単価の訂正及び修正液の使用は無効となる。消費税抜きの単価を入札書に記入すること。

12　その他

(1)　電報・電話による入札は認めない。

(2)　入札日時に遅れた者の入札は認めない。

(3)　再度入札については、郵便入札者がいる場合においては官側が指定する日時において実施するものとする。郵便入札者がない場合はその場で実施するので入札書の予備を持参すること。

(4)　郵便入札は、令和 8 年 10 月 14 日 15 時まで契約担当官の手元に届いたものに限り有効とする。また、郵便入札の際は事前に担当(伊東)に連絡するとともに、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。

(5)　入札参加者は、(令和７・８・９年度) を資格審査結果通知書の写しを入札開始前までに契約担当官に提出すること。(FAX 可)

(6)　代表権のない者の入札は無効となるので、代理人による入札の場合は、入札前に委任状の提出が入札の都度必要となる。

(7)　見本判定において合格した場合であっても、納品時等において実施される受領検査において、梱包・包装温度状態・品質・種類・その他、見本品と異なる状態で納品された場合はこれを不合格品とし、その旨を契約相手方に通知する。通知を受けた契約相手方はこれを直接回収し、合格品を納期までに納入すること。その際、納入品の不合格によりその旨の通知を受けた者が遠方である等の理由により直接回収に応じられない場合は、必要により官側から送料着払いにて返送する。

(8)　第 1 項に示す誓約事項は、会計隊で掲示する入札心得または、東北方面会計隊のホームページで確認すること。

(9)　第 1 項に示す入札書に記載する誓約は、「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合) は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」と記載する。

(10) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

(11) 駐車場は厚生センター駐車場を利用すること。

(12) 入札参加に要する費用は入札参加希望者の負担とし、本入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。

〒０３８－００２２　　青森市浪館字近野４５

陸上自衛隊　青森駐屯地　第３８０会計隊　契約班

ＴＥＬ　０１７－７８１－０１６１　内線　６１５５

ＦＡＸ　０１７－７８２－４１８２　担当者　伊東